

平成28年第1回平取町議会臨時会（開 会 午前 9時30分）

議長 皆さんおはようございます。今日は平成28年第1回町議会でありますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

（議長、町長よりあいさつ）

議長 それでは、ただいまより平成28年第1回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、4番中川議員と5番藤澤議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題とします。ことにつきましては、昨日議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員 8番四戸です。本日、召集されました第1回町議会臨時会の議会運営等につきましては、昨日開催しました議会運営委員会におきまして、協議し、会期につきましては本日1月28日の1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成27年11月分及び12月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。次に、平成27年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況監査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。平取町国民健康保険病院の医師招聘について。病院事務長。

病院事務
長 平取町国民健康保険病院の医師招聘についてご報告いたします。招聘する医師は村上貴久医師でございます。生年月日は昭和40年8月13日、50歳でございます。学歴は北海道大学医学部を平成3年9月に卒業されております。専門科目は外科でありまして、日本外科学会専門医資格を取得しております。職歴は、記載のとおりでございますが、現在は札幌通信病院に勤務されており、この3月に退職をいたします。採用年月日は平成28年4月1日でございます。当院での職名は医長を任命いたします。診療科目は外科・内科を診療をしてい

たきます。村上医師は、平成23年から当院の当直のご支援をいただいております。当院の状況も承知しており、経験も豊富で平取町の医療に貢献していただけるものと考え、招聘いたします。以上、医師招聘についてのご報告といたします。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号平取町長等の期末手当の特例に関する条例の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号平取町長等の期末手当の特例に関する条例につきましてご説明いたしますので、別途お配りをいたしました縦長の資料、平取町長等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例についてをご覧いただきたいと思います。1番目、条例の内容でございますが、①特別職の期末手当の役職加算「100分の15」を「100分の5」とする。②特別職の期末手当を2割削減する。このことを内容とする平取町長等の期末手当の特例に関する条例を廃止するものであり、平成12年度から平取町独自に削減していたものを本則である元に戻そうとするものであります。2番目といたしまして、これまでの経過であります。①平成12年4月1日に平取町長等の期末手当の特例に関する条例を制定し、役職加算を100分の15から100分の5に変更し、特別職の期末手当のうち月額報酬の0.1か月分に相当する金額を削減し、現在に至っております。②平成17年4月1日、同条例を一部改正し、期末手当の支給額は100分の80とする旨を追加し、特別職の期末手当全体の2割に相当する金額を削減し、これも継続して、現在に至っております。この次の③であります。この日付、平成27年11月25と記載いたしておりますが、20日が正しい日付でありまして、恐縮ですけれども、20と訂正をお願いしたいと思います。平成27年11月20日開催の議会総務文教常任委員会において、この特例条例の見直しについて、協議をいたしております。④平成28年11月22日開催の町行財政改革審議会において、当該特例条例を廃止することが適当である旨の答申を受けております。3、条例廃止の理由につきまして、①平成12年から現在までの16年間で総額約2500万円の経費を削減し、一定の効果をあげたこと。②平取町がどの町とも合併しないで、自立の道を歩む決断をして、合併協議会を離脱したのが平成16年9月であり、その後の財政の維持が危ぶまれたなかで策定した第5次平取町総合計画が、本年3月末で満了、終了するこの時期に、当該条例について、これを見直す必要があると判断したこと。③日高管内各町、平取町以外の6町は独自削減を実施している町はない現在の状況を勘案したこと。以上の3点であります。4、施行期日につきましては、平成28年3月31日とし、平成28年度の期末手当からこれを適用するものであります。以上、議案第1号平取町長等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例につきましてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろし

くお願いをいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町長等の期末手当の特例に関する条例の廃止については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、別途お配りいたしました横長の資料、平成27年度職員の給与改定に関する概要をご覧いただきたいと思います。この資料、はじめにこの表の左側、職員の給与に関する人事院勧告(抜粋)について、ご説明をいたします。

1、勧告の骨子であります。(1)勧告年月日は平成27年8月6日であります。(2)民間給与との格差につきまして、①月例給、民間との格差1469円、率にいたしまして0.36%、平均年齢43.5歳であります。②ボーナスにつきまして民間4.21月、公務員4.10月であります。2、給与改定の内容と考え方ではありますが、民間給与との格差を解消するため、以下のとおり給与の引き上げ改定をするものであります。(1)給料表、改定率は平均0.4%、初任給、民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2500円引き上げ、若年層についても同程度の改定をし、その他は1100円の引き上げを基本に、改定をするものであります。(2)ボーナス、現行年間4.10月分を改正後、4.20月分、差し引き年0.1月分引き上げるものであります。支給月別の内訳につきましては、次の表に記載のとおりでありますので、お読み取りをいただきたいと思います。※印、再任用職員であります(1)5月分が改正後2.20月分となり0.05月分の引き上げとなります。(3)改定実施時期につきましては、平成27年4月1日とし、昨年(26年)の4月にさかのぼって実施するものであります。これに対しまして、表の右側に記載の内容は町の方針であります。町の措置方針案といたしまして、職員の給与改定にあつては、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯があることから、本年度に関しても、同様に措置する方針であり、今回の条例改正によって、次のとおり実施しようとするものであります。2の(1)給料表の改定については人事院勧告どおり実施するものであります。2の(2)ボーナスにつきましても人事院勧告どおり実施しようとするものであります。

2の(3)改定実施時期につきましても、人事院勧告どおり実施しようとするものであります。ただし、再任用職員のボーナス改定時期については、平成28年4月1日から実施しようとするものであります。表の下の欄外に記載の※印の事項であります。人事院勧告に伴う、職員給与条例の一部改正案については、例年国家公務員給与改正法案成立後の11月町議会臨時会に提案しておりますが、本年度の給与法は秋の臨時国会が召集されず、現在開会中の通常国会において審議され、去る1月20日に成立したことから、「地方公共団体における給与改定の実施については、国における給与法の改正の措置を待って行うべきものとする。」との総務省の見解に従い、同法案が成立した後に開催される、本議会において、これを提案するものであります。本件につきましては、日高管内各町とも同様の方針であります。再任用職員のボーナスにつきましては、従来、嘱託・臨時職員と同様に給与月額1.70月分を支給しておりましたが、平成28年度から国家公務員と同様に2.20月分を支給することとし、そのために必要な条例の改正を行うものであります。以上、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号第6次平取町総合計画の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第3号第6次平取町総合計画の策定についてご説明申し上げます。平取町自治基本条例第17条第1項に基づき、第6次平取町総合計画を定めるものでございます。本計画書の基本構想、基本計画、実施計画につきましては、10月2日、11月25日の2回の全員協議会にて内容をご審議いただいているところでもございまして、基本構想及び基本計画につきましては、それぞれの項目について概略的な説明をさせていただき、今回参考資料として提出いたしました実施計画につきましては、11月25日にご審議いただいた内容から変更のあった事業を説明して、全体の説明に代えさせていただきたいと存じます。それでは、説明をさせていただきますので、計画書をご覧ください。まず、表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。I計画の基本的

な事項でございます。I-1計画の名称でございますが「第6次平取町総合計画」と称します。I-2計画策定の目的でございます。平取町は昭和42年度から現在まで、5回にわたって総合計画を策定し、それに沿ってまちづくりを進めてまいりました。特に、第5次総合計画策定時の地方財政が結果的に逼迫した、国の三位一体改革、平成の市町村合併など大きな情勢の変化を経ながら、総合計画を基本として、各分野でさまざまな施策を展開してきたところがございます。平成20年3月には平取町の町政運営の基本理念や制度運営を明らかにする平取町自治基本条例も制定されました。この間、人口減少や少子高齢化社会の進行、経済の低迷やグローバル化がもたらす社会情勢や時代の変化はめまぐるしいものがございます。このような状況下で、将来にわたりめざすべき将来像、基本目標を町民・議会・行政が共有し、総合的かつ計画的な町政運営を図るために、本計画を策定するということとしてございます。次のページでございますけれども、I-3計画の位置付けでございます。まちづくりの方向性を示す計画であることから、それから平取町で策定されている各種の計画、ビジョンの最上位の計画として位置付けること。個別行政分野で基本的方向性を示す指針的計画であると位置付けます。そして、本計画は、平取町自治基本条例第17条に基づき制定されるものとなっております。この体系図が、それを示してございます。3ページをお開きください。I-4計画期間と見直しの項でございます。計画期間は平成28年度から37年度の10ヵ年といたします。計画期間の前期と後期でございますが、基本計画の前半5ヵ年を前期計画、後半5ヵ年を後期計画、展望計画といたします。町長選挙公約の反映でございます。公約を計画に反映させるため、町長の任期ごとに計画の変更手続に基づき見直しを行うこととしてございます。I-5計画の構成でございます。この計画は、計画の目的や位置付け、進行管理などを示した計画の基本的な事項、総合計画の根幹となり、基本計画を実施する際の理念とまちづくりの方向性を示す基本構想、それから、町内のそれぞれの地域の課題、取り組みの方向性などを取りまとめた地域別ビジョン、4ページになりますけれども、基本構想での将来像、目的を達成するため分野ごとの達成目標、重点施策を設定した基本計画、そしてこれのさらに具体的な進め方を示す事業実施計画の五つの柱からなっております。I-6計画策定の方法と経緯につきましては、平成26年9月30日に町長が計画審議会に策定を諮問してございます。それを受け、審議会委員で構成した28名の策定委員からなる平取町第6次総合計画策定委員会で、さらに分野ごとの専門部会を構成し、平成27年2月24日から12月10日までの長い期間、真摯な議論を展開していただいております。5ページでございます。行政内部におきましても、プロジェクトチーム策定専門部会を構成し、多くの各課担当者、職員が参画し、策定委員会の議論にあわせ、計画策定の協議を行ってございます。I-7計画の進行管理と評価の項目でございます。本計画の実現性を図るため、PDCAのサイクルの確立を基本といたします。特に、進行管理評価につきましては、外部委員会を設置し、事業の

追加・廃止・変更・改善に係る意見を求めることとしております。基本構想、基本計画も32年度に全体評価し、変更が必要な場合は変更作業をするということにしております。I-8計画の変更及び事業実施計画と予算の整合性でしております。6ページになりますけれども、(1)変更手順。基本構想と基本計画の変更は社会情勢の変化に伴う変更と町長選公約に伴う変更の流れは記載のとおりでございます。事業実施計画の事業内容の変更及び新規事業につきましては、第5次計画のやり方を踏襲しております。3ヵ年分の事業を毎年見直しをかけていくということにしております。また、事業内容の大幅な変更や、町の財政に大きな影響を与える変更も、随時協議するということにしております。町長選公約に伴う変更も同様の手順で協議をすることとしております。7ページをお開きください。(2)事業実施計画と予算の整合性についてでございますが、実施計画については予算区分の投資的経費と整合性を図ることを明記しております。計画の基本的事項は以上でございます。次に、基本構想でございます。8ページをお開き願います。まずII-1平取町を取り巻く時代の流れでございます。本計画を策定する上で、現在の時代、社会背景を表してございます。まず、(1)といたしまして、人口減少・少子高齢化と社会保障、という項目でございますが、日本の人口減と超高齢化社会の到来、それに伴う、社会保障のあり方を変化せざるを得ないことを記載しております。(2)環境とエネルギーへの関心の高まりでございますが、地球温暖化への対応と脱炭素社会に向けた自然エネルギーの活用等について、記載しております。(3)高度情報化の流れにつきましては、ICT技術を活用した、地域社会の構築を記載しております。9ページ、(4)住民主役の地域づくりでは地域住民が自主的、主体的に個性的なまちづくりを進めることが大切である旨を記載しております。(5)安全安心への意識の高まりにつきましては、災害や犯罪などによる危機意識の高まりと、公共インフラの老朽化への懸念によるハード・ソフト両面での施策の展開が求められているということを記載しております。(6)国と地方の関係と自治体経営につきましては、人口減少と税収の減少を前提に、元気高齢者などの人材資源の発掘・活用が自治体経営には不可欠になっていること、さらに自治体財政の自立的な運営を進める必要性を記載しております。II-2まちづくりの現状と課題、(1)位置・地勢、続いて10ページの(2)の歴史・沿革でございますけれども、これは説明を省略させていただきたいと存じます。(3)人口、就業人口の人口に関しましては、平成22年国勢調査人口が、この表にございますけれども、5596人となっております。10年前の平成12年調査数値が6503人という数値でございますので、全体で14%の減少となっております。高齢化率も22年国勢調査数値では28.8%となっておりますけれども、26年度の基本台帳数値では30%を超える状況になってございます。12ページお開き願います。この上段の表をご覧くださいと思います。就業人口でございますけれども、農業を主なものとする第一次産業人口は、高齢化が進んでおりますけれども、人口は維持されてございま

す。平成12年より増加している状況にあります。反面、第三次産業、特に飲食、小売業は大幅に減っているというような状況がございます。(4)行財政運営の財政状況でございますけれども、決算状況、基金と地方債残高等の状況を記載しております。13ページ、行政改革の項では第3次、第4次行財政改革大綱により実施した主な取り組みが記載されてございます。広域連携につきましては日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、胆振東部日高西部衛生組合、日高管内地方税滞納整理機構の状況が記載されてございます。14ページの課題につきましても、14ページから19ページまでは町民アンケートの結果を掲載してございます。詳細な説明は省略をさせていただきたいと存じますけれども、15ページにありますこれからの平取町がどんなまちであってほしいかという問いに関しまして、8割を超える町民が保健・医療・福祉が充実したまちを望んでおります。18ページをお開き願いたいと思っておりますけれども、この町民アンケートの結果から、今後改善が必要な項目といたしましては、交通の利便性、買い物、通院などの利便性、雇用の確保、医療機関の整備や医療体制の充実となっております。(2)中学生・高校生のアンケート結果におきましても、保健・医療・福祉が充実し安心して暮らせるまちを望む割合が最も高くなっているというような状況でございます。20ページをお開き願います。ここからはまちづくりの課題の項目となっております。今後10カ年の課題としては、この中ほどにあります人口減少による少子化・高齢化・過疎化への対応、それから地域産業の向上と新たな産業の創出、町民と行政との協働と行政の効率化を掲げてございます。各分野の現状と課題でございますけれども、教育・文化、学校教育では、問題解決的な学習に課題があることから、学習習慣の確立や学ぶ意欲の定着、また、体力・運動能力も全国平均より低い傾向にあることから、スポーツに親しめる環境づくりが必要となっているという課題を抱えています。社会教育では、家庭の教育力の低下が課題となっており、文化団体などの専門的な指導者などの人材育成が必要となっています。文化財・アイヌ文化振興の分野では、沙流川流域に豊富に蓄積するアイヌ文化に関する情報など、イオル再生事業などの調査とあわせ、国の象徴空間整備事業との連携なども視野に入れた、国内外に向けたアイヌ文化の情報発信が重要となっているということでございます。21ページ、保健・医療・福祉・介護の分野、保健・健康づくりでございますけれども、健康課題の把握、それから生活習慣病からの重症化の予防、療育支援の連携、食育事業の効果的な推進が必要となっております。医療では、国保病院経営においては、地域住民の医療ニーズの変化に対応できる経営安定化、適正規模への転換を図らなければならない状況でございます。子育てにおきましては、共働き家庭の増加から、子どもへの一人ひとりの発達に応じた支援、さまざまな場面を通じた適切な支援などを地域ニーズの多様な支援の充実というものが課題となっているということを記載してございます。高齢者におきましては、住み慣れた地域で暮らし続けるために、保健・福祉・医療の枠を越えた対応の検討が必要となって

おります。障がい者ですけれども、これはノーマライゼーションの理解が浸透するなかで、障がい者に対する理解の不足、誤解や偏見などがまだまだ存在することから、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤の充実が必要になっているということでございます。次のページ、産業でございませけれども、農業では農地の有効活用と耕作放棄化を防ぐ取り組みが急務となっており、あわせて第三者継承の就農形態を検討する必要があると。それから畜産農家の経営は厳しさを増しており、T P P交渉等で打開策が打ち出せない状況となっているという現状と課題でございませ。林業では循環型経営を基本とする町有林の造成や伐期を迎えたカラマツの販路拡大が経営に不可欠となっております。また、小規模山林所有者にとっては、自然環境を守るだけでの大義では「山に手を入れる」ことは困難という状況にもございませ。商工業におきましては、人口減などの購買力の低下、後継者不足などで厳しい状況にあります。商工会を中心とした地元購買促進の施策の展開が課題となっております。観光におきましては滞在型観光への移行を図り、外国人観光客、インバウンドに対応する受け入れ体制の整備や、特産品、観光資源を効果的に活用したメニューの構築と多様化するニーズなどに対応した、観光関連団体の強化が課題となっております。生活環境、生活基盤につきましては、道路、水道、排水、河川施設などの老朽化が顕著なことから、計画的な整備と適正な維持管理が必要となっております。また、公共交通については、小中学生の運行の確保、高齢者・高校生のニーズに対応した交通の充実が求められているということでございませ。23ページの防災・消防・救急でございませが、危機管理体制や防災意識の向上、各消防・救急資機材の充実が求められております。住宅におきましては公営住宅の長寿命化と計画的な建て替えが必要となっております。また、民間住宅では、空き家の増加に備える利活用、撤去などの制度構築が必要となっているというところでは、平取町においては木質バイオマスの活用を主としながら、地域内の資源の有効活用、産業の育成等へ向けて検討を進めなければなりません。またごみの減量化・リサイクル化は燃やすごみを減量させるために、分別の徹底と生ごみ処理対策を検討しなければならないとなっております。景観では景観計画の定期的な見直しを実施しながら、文化的景観の追加選定を受けることなどを契機に、さらに景観保全を進めなければなりません。次に町民活動・行政活動の協働の項目ですけれども、情報共有と住民参加を基本とした平取町自治基本条例の趣旨に基づきながら、町民と町が対等な関係でまちづくりに向けて協働していくことが必要となっております。人権・男女共同参画では、人権感覚を高めるための啓発活動を進めていくこととともに、男女共同参画意識の高揚を図る必要があるとなっております。24ページをお開き願います。行政運営では、厳しい財政状況のなか、効率的な行政組織の編成、多様な住民ニーズに対応した行政サービスの提供を充実させる必要があると。財政運営では経常的経費の抑制をさらに進めながら、事務事業の取捨選択により効果的で効率的な財政運営を行う必要があるという現状とな

っております。以上が各分野における、現状と課題ということでございます。

25ページのⅡ－3平取町の将来人口でございますが、これ人口推計では平成27年5372人が平成37年には4538人、15.5%の減少となりまして、高齢者人口が率が35.6%となる。生産年齢人口が20%近く減少するというような推計となっております。下のⅡ－4平取町の将来像でございますが、26ページをご覧ください。第6次総合計画では、平取町がこれまで築いてきた社会基盤や文化、自然環境を最大限生かしながら、地域の魅力を高めていくことが必要であると。そこで、まちづくりのテーマでございますけれども、「みんなでつくる、未来へつなぐ。あふれる笑顔、びらとり。」とテーマを設定してございます。そして、先ほど推計では、将来人口4538人と申しましたけれども、いろんな施策の展開により、推計より300人多い目標人口を設定してございまして、目標人口4800人とするということとでございます。Ⅱ－5平取町の将来の財政予測とその考え方でございますけれども、まず計画期間中の歳出額、これは事業実施計画を反映した財政計画を基本とするということとしております。(2)計画期間中の歳入予測では、財政推計を基本としながら、経済状況や国の制度変更等に対応し、自主財源の安定的な確保を図るということとでございます。(3)計画期間中の財政判断指数でございますが、特に実質公債比率18%以内としまして、目標値は9%台ということとでございます。(4)計画期間中の基金の積立額とその考え方でございますが、基金残高を最終年度末には、15億円以上ということとでございます。27ページになりますけれども、計画期間中の起債残高の目標でございますが、現在から16%減少させた52億円程度にするということと設定をしております。

(6)計画期間中の財政計画の公表でございますが、これはすでに実施しておりますけれども、新地方公会計制度に基づきまして、財務諸表の公開を行うということとでございます。Ⅱ－6まちづくりのテーマと基本目標、分野別施策の大綱についてでございます。これにつきましては基本計画にて、また改めて説明をいたしますので、省略をさせていただきたいと存じます。次に、29ページをお開き願いたいと思います。Ⅲの地域別ビジョンでございます。まずⅢ－1地域別ビジョンの役割でございます。これは地域の課題を地域住民と行政の適切な役割分担のもと、地域の多様性を尊重したまちづくりの実現に向けて、将来像・方向性を示すとしてございまして、第6次計画で初めて取り組んだビジョンを掲載、盛り込んだということになってございます。まず、Ⅲ－2でございますけれども、地域区分と人口推計の地域区分として、このビジョンにおける地域区分は本町地区、振内地区、貫気別地区の3地区としてございまして。地区の人口推計は30ページの表のとおりでございまして、平成37年数値で、本町地区は3006人、振内地区は924人、貫気別地区は608人、本町地区は27年対比で14%の減、貫気別地区は21%の減、振内地区は17%の減というような推計になってございます。Ⅲ－3地区の公共的資源といたしまして、3地区の施設を掲載しておりますけれども、これはご覧のとおりで

ありますので、説明を省略させていただきます。31ページ、Ⅲ－4地区の現状でございますが、これもそれぞれの自治会単位での現状を記載しているというところでこれも詳細な説明は省略させていただきたいと存じます。33ページ、Ⅲ－5各地区の住民意識についてでございますが、これは前段説明したものと同様、26年2月に実施したアンケート結果を地区ごとに分けたものでございます。住みやすさにつきましては、各地区「非常に住みやすい」から「普通」までの合計が7割を超えているというような状況でございますけれども、貫気別地区がですね、「普通」だという答えの方が、割合が大きくなっているというところなんです。これから37ページまでは、各分野の満足度の比較となっておりますけれども、特徴的なものとしたしましては、34ページ、医療機関の整備、体制の充実については振内地区での満足度が高いという結果になってございます。35ページの上段でございますが、これは高齢者福祉施設の整備の問いでございますが、本町地区では満足度が低いというような結果になっているという状況です。それから36ページ下段、特産品の充実と開発及びPRについてでございますが、これは貫気別地区が「不満、やや不満」の割合が非常に高くなっているということです。37ページの上段、消防や大雨・台風などに対する防災体制の満足度でございますが、これは貫気別地区の満足度が低いというような結果が出てございます。アンケート結果につきましては以上でございます。38ページは、Ⅲ－6各地区懇談会での意見となっておりますけれども、延べで40回程度にわたる各地区との意見交換、懇談会を開いてございまして、そのなかでいただいたいろんな意見等がございますけれども、ここに主なものを掲載しておりますので、説明については、省略させていただければと思っております。39ページ、Ⅲ－7各地区に関係する主な単位施策でございます。これは基本計画から各地区の生活に直接関わる施策を、健康づくり活動の促進、それから一番下の防災体制の整備ということで別掲しているというようなものになってございます。次に40ページでございますけれども、Ⅲ－8各地区課題への対応の方向性の項目では、各自治会で実施した懇談会の中では人口の減少や高齢化で自治会活動が困難になっているとの声が多かったということから、自治会の課題の共有化と解決プロセスの共有化が必要になっていると考えまして、その課題対応といたしましては、自治振興会制度の活用と活性化、それから、近隣自治会との連携のための地区協議会の組織化、それから自治会と行政の連携・情報提供のための地区担当制度、連絡員制度の充実、自主防災組織の強化を図り、自治会・町・関係団体が連携を強め、安心な地域をつくるという方向性を示してございます。Ⅲ－9のめざすべき地域像でございますけれども、3地区のさまざまな条件の違いですとか、先ほど説明した住民意向などを基本にしまして、それぞれのめざす地域像を設定してございます。本町地区でございますが、この番号で表記してあるとおりでございますが、①中心市街地の機能充実と活性化を進めながら、賑わいのある市街地をつくる。②観光の拠点施設の充実と情報発信、アイヌ文化との連携により、交流人口の増加と産

業振興を図る。三つ目としまして施設野菜をはじめとする一次産業の継続によりまして、安定的な地域経済を守る。とこの3項目をめざす地域像としてございます。振内地区におきましては、41ページになりますけれども、地域資源の活用や新たな産業の誘致、2番目としまして、新規就農をはじめとした、町外者等の受け入れによりいきいきした地域をつくる。三つ目としまして、さまざまな交流活動や地域活動、文化活動により、さらに元気な地域をつくることをめざす地域像とさせていただきます。貫気別地区は、施設野菜、畜産、酪農で産地の維持と農業地帯として維持できる地域をつくる。それから地域の需要に適した交通の確保と利便性を図る。道路・河川施設の適切な維持、防災体制を充実させ、安全な地域をつくることをめざすべき地域像としてございます。地域別ビジョンの説明は以上でございます。次に、基本計画を説明させていただきますけれども、基本計画につきましても先に全員協議会において一通りの説明をさせていただいているということでございまして、各分野におけるテーマ、基本目標、政策区分の説明のみとさせていただきたいと存じます。また、ご存じのとおり、基本施策ごとに現況と課題、目標、それを実現するためのより具体的な単位施策、それからめざすべき目標値もあわせて設定しているということをご承知おき願いたいと思います。それでは42ページ、第1編の教育文化でございます。本項目のテーマを「豊かな心を育むまちづくり」としてございます。基本目標を社会・経済環境の変化、価値観の多様化など、地域社会や家庭環境が大きく変化する中、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、ふるさとへの愛着心と他者への思いやり、平取町の歴史文化を愛し、また、生涯各期において健康で明るく、生きがいと心の豊かさとゆとりをもって暮らせるよう、「豊かな心を育むまち」をめざします。としてございます。政策的な区分といたしましては、1. 学校教育の推進、2. 社会教育事業の推進、3. スポーツの振興、4. 図書活動の充実、5. アイヌ文化の振興、6. 文化財の保護と活用の六つに分けてございまして、それぞれに全部で22の基本施策を設定しているという状況です。ページが飛びますけれども、73ページをお開きください。第2編、保健・医療・介護・福祉では、テーマを「健やかに暮らせるまちづくり」としてございます。基本目標を、少子化・高齢化が進む中、地域において、お互いが支えあうことが必要になってきます。誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整え、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「健やかに暮らせるまち」をめざします。と定めてございます。政策の区分は1. 保健・健康づくり、2. 医療、3. 社会保障、4. 子育て支援、5. 高齢者支援、6. 障がい者支援、7. アイヌ福祉、8. 地域福祉の八つとしておりまして、その政策区分ごとに26の基本施策を設定している状況です。次、105ページをお開きください。第3編、産業のテーマでございまして、けれども、「活力を生むまちづくり」としてございます。基本目標は、これまで育んだ「平取ブランド」のさらなる進化をめざし、農業・林業・観光など豊かな地域資源を生かしながら、食・環境で自立した平取町を確立し、今よりさ

らに魅力のある地域を創造し「活力を生むまち」をめざします。としてございます。1. 農業、2. 林業、3. 商工業、4. 観光、5. 雇用対策と五つの政策区分として、その下に17の基本施策を設定してございます。127ページをお開きください。第4編、生活環境でございます。テーマは「快適に暮らせるまちづくり」としてございます。基本目標は、めぐまれた自然環境と雪が少なく温暖で暮らしやすい地域の特徴を生かしながら、環境にやさしい、人にやさしい生活環境の確保を図るため、情報通信基盤の充実、道路交通網の整備など社会基盤の充実を図りながら愛着を持って住み続けたい、住んでいてよかったと思える、「快適に暮らせるまち」をめざします。としてございます。政策区分としましては、1. 土地利用の促進、2. 生活基盤の整備、3. 町民生活、4. 防災、5. 消防・救急、6. 住宅、7. 環境対策、8. 景観・公園・緑地、この八つの政策区分としてございまして、25の基本施策を設定して目標の実現をめざすということにしております。155ページ、第5編町民活動・行政活動でございますが、このテーマが「みんなで歩む協働のまちづくり」としてございます。基本目標を、人口減少社会に入り地域のありようが大きく変わろうとしています。まちづくりの主役は町民であるという認識のもと、誰もが平等に参加の機会やまちの情報を容易に手にでき、互いに助け合いながらまちづくりに参加ができるよう、「みんなで歩む協働のまち」をめざします。と設定しておりまして、1. 協働のまちづくり、2. 人権・男女共同参画、3. 行政運営、4. 財政運営の四つの政策区分により、その下に13の基本施策を設定して進めるということにしております。非常に簡単でございますけれども以上が基本計画の説明とさせていただきます。次に、本日参考資料ということになりますけれども、提出してございます事業実施計画書の説明でございますけれども、これも冒頭申しましたとおり全員協議会で議論をいただいているということもありますので、それから変更のあった事業のみお知らせをさせていただければと思います。まず一般会計につきましては、あの時点から変更は一切ございません。それで、特別会計の1ページ、ずっと後ろのほうになりますけれども、水道会計と病院会計のページでございます。ここに若干変更がございまして、水道会計のNo. 4水道施設計装整備事業という事業でございまして、前回お示ししたときには平成28年度に29年度と同様の事業、浄水場のテレメータ更新が28年度から実施するということでしたけれども、いろんな事業精査等の関係で実施が29年度ということになって、28年度には事業が掲載されていないというような状況になってございます。それからその下の病院会計でございまして、事業費としては全く変更がございません。内容と事業費については、ただ財源内訳がそれぞれかわってございまして、28年度につきましては前回起債額が2億5600万でしたけれども、今回2億6700万ということで、その分一般財源が減っているという状況です。それから、29年度もですね、起債が8210万増えたということで、13億2300万円ということで、その分一般財源が減額となっております。次のページも同様に30年度

も起債が3800万円増えて1億4300万、これは一般財源がゼロと、出ないというような状況になっております。それから31年度につきましても9390万円起債が増えてですね、4億6960万円となり、その分の財源が減額となっているということでございます。したがって合計の欄の財源内訳も変更になっているという状況です。簡単でございますが以上が実施計画の変更分の説明とさせていただきます。非常に長い説明で恐縮ですが以上、第6次平取町総合について説明をいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑につきましては、総合計画、それと事業実施計画に分けてというふうに考えておりましたけれども、事業実施計画のほうについては、非常に少ないということもありまして、説明が少なかったということもありまして、一括してというふうに思いますけれども、できましたらですね、総合計画のほうから順次質疑をいただければというふうに思います。何かご質疑ございませんか。3番櫻井議員。

3番 櫻井議員 総合計画の86ページをお開きいただきたいと思いますが、中段に児童虐待の予防、早期発見うんぬんってあるんですけど、そのあとに地域の医療機関との連携ってございますよね。その文言の中に民生児童委員との連携というような言葉っていうのは必要じゃないかって私自身は思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。基本的には、児童虐待ということですので、医療機関も含めてですね、医療機関、行政それと民生委員も基本的には入る、いままででは入っているという状況でございますので、ここでいくと、ちょっと抜けているような状況であります。民生委員も入ります。

議長 よろしいですか。ほかございませんか。3番櫻井議員。

3番 櫻井議員 あと92ページのめざすべき目標値の後見実施機関の設置数というところなんですけど、これ、目標の1箇所というのはいいんですけど、平成32年ということになってますよね。までってことの認識でいいとは思いますが、目標として32年というのちょっと遅すぎる気がするんですけど、以前私一般質問のなかで、してからもう6年、さらに今後5年間ということはあまりその行政側の動きが遅すぎるような感じがするんですけど、これについては、もっと早まらないかというか、努力目標だけでも早くすべきだと思いたるんですけどその辺いかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

平成32年1箇所、後見人の実施機関ですね。基本的には29年度をめざしている状況であります。

議長

ほかございませんか。3番櫻井議員。

3番
櫻井議員

132ページなんですけど、前にも委員会等で言ったんですけど、水道設備の整備ということのなかでこの現状と課題というなかで有収率という言葉が出てくるんですよ。これ何度もいままで副町長等にお話したことがあるんですけど、これやっぱりこの場合の有収率という言葉、というか使い方やっぱり変なんだよどう考えてもね。給水する水量と料金として収入になったものを有収率というんであって、こういう場合はやっぱり無効水量とかってするべきで、隣のページの水道事業の健全経営って場合のなかで有収率という言葉を使うのは適正だと思うんですけどやっぱりこの132ページのこの最初の現状の課題の中の有収率48.6%をどうにかしなきゃならないという文言はちょっと解せないんですけど、この辺、直すわけにはいきませんか。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、櫻井議員の言っていることはそうですね、水道の関係につきましては有効水量と無効水量、それで無効水量のなかについて、漏水量ということになってきます。で、有効水量のなかに有収水量と無収水量というのがあるというように分かれているということでもあります。ただ櫻井議員の言ってることは十分私どもわかるんですけども、今、管内というか全道的にでもいろんなデータなりそういうものなんですっていうのは、上のほうから有収水量ということが示されて出すかたちになっているのが現実なんですよ。実際的にはね。ただ、これについては有収率ということのなかでさせていただきまして、今後議会なりそういう説明のところに無効、有効ということの名前で言っていきたいということで、前回の議会のときにも私の答弁で無効水量というようなことで答弁させていただいたということで思っておりますのでよろしく願いいたしたいと思います。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

ただね、今回この第6次総合計画っていうこう立派な文章の中にね、残ってしまうということがあるんでね、直すべきところがあるんだったら、いまのうちに直しておいたほうがいいんじゃないかということで、ご提案してるんですよ。

先ほど言ったようにお金をいただいてないという方々の分も含めてこの有収率でありますので、これはやっぱり、早期に直したほうがやっぱり6次の総合計画の中にきちっと載る文言なんでね、これはやっぱり直したほうがいいと思います。ぜひともお考えになってください。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

その辺についてもちょっと率だとかそういうものもございまして、内部で十分協議、検討させてください。ただ今回議案というかたちで出ておりますので、次回の分についての訂正とかそういうことになろうかと思っておりますけれども、その辺のほうご理解のほどよろしくお願いいたします。十分意見については承りたいと思います。

議長

ただいまの関係でですね、櫻井議員の発言については、すでに3回ということになりましたけれども、総合計画という大変大きな、広いものでございまして、会議規則の第53条ただし書きの規定によりまして、この後もですね、発言は許可するという事にいたします。ほか、ございませんか。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。105ページの第3編の産業についてちょっと伺いたいんですけども、この中でですね、雇用対策という文言が出てきております。これについては、説明としては125ページに要するに雇用拡大の推進を図るといものが出ておりますけども、先ほど来からの説明聞いてて、当然、高齢化、人口の減少ということで、本当にこれ雇用の対策というのは、私たち平取町にとってもこれから先に向けて本当に大事なことだと思うんですね。そういうなかで、もう少し対策として、具体的な説明をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。雇用対策につきましては、いろいろと産業を興したりだとか、企業を興したりだとかそういうこともありますし、町として今行っているのは、夏場というか、通年を通して働けるようなかたちでということで、冬季間働き口のない方について、林務の関係で緊急雇用等を行っているというような状況になってます。具体的な施策をとということですけども、大変難しい部分がございます。雇用される側の援助ですとか、雇用してもらう人への学習援助とか、支援だとかそういう部分も重なってですね、生まれてくるという部分もありますし、なかなか企業誘致等についても、すぐにはいかないということもあつてですね、ここではこういうような表現をさせてもらっているというかたちになっておりますので、施策としてはいろいろと行っていきたくと思っ

ておりますけれども、現状ではこういう表現というかたちでございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議長

四戸議員。

8 番
四戸議員

今、産業課長からいろいろ説明ございましたけども、その件については過去において産業課でやってるだとかまちづくりでしてる部分については理解できていますけども、このあとですね、要するに町が設けようとしてる商工観光課などの話も出てくると思うんですけども、やはり行政としてこれから先に向けてですね、そういう雇用というのは本当に平取町にとっては、就職するっただけで役場、大きく言えば役場か農協ぐらいしかないような状況、そういうなかで、今課長が言った企業誘致も大事なんですけども、やはり提案になりますけども、そういうような例えば産業課の中に雇用対策だとかそういうの設けて、行政として、これから先10年、今6次計画できたんですけども、そういう行政側の努力っていうかそういうものも必要じゃないかなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

ただいま四戸議員さんのおっしゃるとおりということなのかなというふうに思います。ただ雇用対策については、雇用したい、こういう施策をしたいという思いと現実のギャップというのが当然あるわけです。ですから、この計画の中に書かれてる部分については、踏み込んだかたちではなくて、雇用の拡大と労働環境の向上が1点と、次のページにあります企業誘致の推進と、この二つの項目を抱き合わせをしながら、取り進めていきたいというふうに思っております。具体的にはですね、個々の実施計画の中でこの趣旨にのっとった事業を取り進めていくと。そして、労働環境を整備していくというかたちに尽きるのかなというふうに思っております。ですから、少し物足りないというご意見もございましたけども、今の状況の中ではこれが今の時点で計画の中で盛り込んでいける最大限の文言ということでご理解をしていただければなというふうに思います。これから3年ごとにローリングしていく事業実施計画の中で、政策としていろんなかたちで企業誘致含めて取り組んでいきたいということでございますので、その辺も一つご理解をしていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長

ほかございませんか。11番千葉議員。

11 番
千葉議員

11番千葉です。102ページの地域福祉、第8章の地域福祉のことと、そのお隣にあります第2節のボランティア活動の推進のことで、こういった機会で

すので、お伺いしておきたいと思います。活字になって文言ではこのようにうたわれてるんですけども、現状を私あの、私住んでる振内地区で申し上げますと、なかなか体に例えば障がいがある、あるいは独居で生活をしている、あるいはその高齢化が進んでですね、以前にも増して、逆にボランティアで草刈りとかさまざまな町有地の整備とかやってくれた人もですね、だんだんだんだん思うようにいなくなる。それから現在の、まあ今年は雪が少ないんですけどやっぱり冬季間の除雪の問題も取り上げていかななくてはいけないということで、これはこの中で出てるこの文言で片づけてくのは非常に酷かなという印象があります。ということは、具体的な地域としてのですね、要望等を踏まえて、いくらボランティア活動を推進するといってもやはり一定の予算付け、それから、地域の区割り、それからどういった人達がこのボランティアに協力してくれるのかという具体的な話し合いというのは私何も進んでないでないのかなという印象が大変強いんですけども、そのことについての考え方っていうか総合計画の中でのこの文言以外のお考えがもしあるんでしたら、この機会ですので、お伺いしておきたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。ボランティアっていうことで、このボランティア団体を社会福祉協議会が基本的には取り仕切ってやっているとありますが、今後その高齢者なりなんなりというなかで、基本的にはいままでうちのほうもいろいろなかたちで多少なり、金額的な面の支援ということでやってまいりましたが、今後高齢者ということのなかで含めまして、介護の関係もございまして、その辺は今後また28年度ですね、介護事業の新しい総合事業ということが入ってきますので、その中でボランティアの団体の今後の進め方、それからまた活動の仕方も含めて今後いろいろ社協と協議しながら、やっていくような予定でございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

ですから課長それはいままでどおりなんですよ。いままでどおりではあるんですけども、それはそれで評価しなくちゃいけないと思うんです、そういう考え方の源というのは。ただ私言ってるのは、現状を捉えてる私どもの例えばの話でさっき言いましたけど振内の地区で言ってもですね、まず一つは民生委員の関係の方、もっと具体的に言いますと、その方がどの程度その活躍を期待して任命できるのかなという根本的な問題もあります。ということは、民生委員自体もなかなか手も少ないですよ。現状は。それから、社会福祉協議会とかさまざまな自治会との連携をですね、模索しても、やはりあの一つのなんというのかな、主導的な立場で掘り起こしていく、これはやっぱりあの起爆剤とし

てやっぱり町の方針というのはすごく大事だなというふうに思っまして、それはやっぱり町のほうにおろしてきて、あるいはその自治会、各自治会のほうにおろしてきてですね、具体的な方策を練ってもらいたいというのが私の意見でございます、やはりそのことについては、もっともっと地域に入り込んでですね、いかなくはないのかなというふうに思っますけども、それが現状あまりできてないのではないかなということなんですけども、このことについてのご答弁をお願いいたします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えいたします。まず民生委員の方の活動ということでもありますが、基本的にはですね、ある程度地域の見守りということで、民生委員の方には大変ながら本当にやっていただいているというような状況であります。そのなかでなにかあれば、うちの保健福祉課のほうにいろんな情報をいただいているところでもあります。さらにですね、今後も含めていろんな面でちょうど協議するところがたくさんございますので、その辺はご理解いただければと思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁させていただきたいと思いますが、人口減少時代を迎えてですね、やはり人口が減ることになりますと、自主財源である町税も減ってまいりましてですね、将来的には今の行政サービスが維持できるということはやはり難しい状況になろうというふうに考えております。そういったなかで大きなとらえとしてはですね、やはり地域の課題は地域自らが解決しながら、それを町がバックアップしていく、そういう地域力を高めることが非常に大事になってくるのかなというふうに思っございますので、そういった面で、この155ページにある協働のまちづくりという、ここのとらえにありますとおりですね、自治会、行政が住民がそういう自ら地域力をつけながら、それを行政がバックアップしていく住民主体のまちづくりをこれから進めていくということになろうかなというふうに思っしておりますので、今後は各自治会とも高齢化がどんどん進んでいくなかでは状況が変わってまいりまして、そういったそれぞれの地域の課題をしっかりとらえながら、住民主体の課題解決をしながら、それをどう行政がバックアップをしていけるのかっていうことはこれから大きな課題となりますし、そういうめざし方をしていかなければならない時代が間もなく来るのかなというふうに思っございますので、そういった意識の転換もしながらですね、取り組むことが必要というふうに思っしておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

千葉議員。

1 1 番
千葉議員

3 回目の質問ですけれども、町長言っていること非常によく私も理解はしております。ただあの地元の、例えば高齢者の方、障がいの方、あるいは生活困窮者も含めてですね町に全部すべてを求めようなんてたいした思ってる人いないんですよ、お金の面もそうですしそれから人材のこともそうなんです。ただ大枠を決めるのに、やはり行政としてこういう方法はいかがですかという、なんと言うんですかね、問いかけてか、投げかけというのはその地域地域によって状況がさまざま違うもんですから、そのことについての枠組みだけはしっかりと全町民が同じ受益者であるという立場からですね、調整をしていただく。この業務はやっぱりまず最初に町のほうから、それから地域としての要望、それからその地域の特性を生かした方策というんですか、やり方っていうんですか、これはやっぱり今後は求めていかなくてもはいけないというふうに思ってますのでそのことについて、今このことでこれ以上議論は私は望んでませんけども、しっかりととらえてですね、もっと地域に入り込んでですね、さまざまな意見をですね、伺いながら地域福祉のこと含めてこれからいろいろとですね、取り組んでいただければなということ、これは一つの要望ですけどひとつよろしくお願いいたします。

議長

そのほか事業実施計画のほうについては何かございませんか。6 番高山議員。

6 番
高山議員

6 番高山です。ちょっと総合計画の中で第 5 編のですね、町民活動のところの 1 5 7 ページに関連してですね、考え方をお聞かせ願えればというふうに思っています。実は今うちの町には 1 5 の自治会がありますけれども、実はそれぞれの自治会を回ってみますとですね、もう役員会をやっても 1 人 2 人しか集まらない。それだけ高齢者が多くて、俗に言う限界集落だっというふうな、地域がですね、もうすでに出てきておりますし、これからもそういったことの傾向が強くなるのではないかなというふうに考えています。この限界集落に対してその自治会も維持できないということの流れのなかでですね、その対策なり対応について、この総合計画の中に、ということを使うとですね、この計画そのものすべてがですね、そういった対策につながるということは、当然私も理解していますけれども、特にこの機会にですね、そういった自治会も維持していけないような限界集落が現在出ている、もしくはこれからもそういった限界集落に陥るといようなものに対して、特にどのようなお考えのなかで政策なりを考えているのかを伺っておきたいと思えます。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。実は先ほども申し上げましたけども、この計画策定期間といえますか、住民の意見を最大限盛り込んだ計画づくりをとというようなこと

を掲げてやってまいりまして、各自治会おおむね2回ずついろんな意見と、それから素案をもって意見を聞いてきたというところでございます。今回の地域別ビジョンといういままでなかった項目を設置してそれぞれの地域でどういうまちづくりの方向性をめざすんだというようなことを、まあなかなか各自治会単位では難しいという結論に達したということで3地区を設定させていただいたということございまして、各自治会まわると今高山議員おっしゃったような、本当に悲痛なといいますか、そういう声を、本当に多く聞くというような実態を私ども把握してございまして、この基本的事項の中でもそういった自治会、これから自治会活動をどうしていくかということで、その活動の質ですとか、量ですとか、そういうものもやはりこうそれぞれに検討する時期に来てるのかなということございまして、本当に一緒にならないかというような、もう本当に切実な自治会もありますので、そういったことの仲介とかですね、そうなりますけども、どうしたらいいかというようなことを私どもも協力しながら、いま自治振興会という大きな組織もございまして、その方々にもご協力いただきながら、いま一度、この計画ができたということを契機に、いろいろ地域で議論をしていきたいと思っております、それに私どもも協力させていただきたいということで、地域別ビジョンのなかに一応の方向性を示しておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

議長 ほかございませんか。1番松原議員。

1番松原議員 1番松原です。25ページの平取町の将来人口についてお伺いしたいと思っておりますけども、今26ページに平取町の目標人口ということで4800人という数字が出されておりますけども、これからこれだけの人数が少なくなって、やっぱり財政だとか、そういうものが大変厳しくなってくると思っておりますけども、この4800ではなく5000、もう少し人数を目標数値というのを上げて努力ができないのか、お伺いしたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この項でご説明しましたとおりですね、国の機関の推計によりますと37年、目標年度につきましては4500人台になるとなっております、やはり計画としてですね、これだけになりますということで終わってしまったら、非常に大きな人口という目標の設定がやっぱり必要なんだろうということもございまして、いろいろこう積算したなかで300人程度というようなものがありますけれども、本当にそこまで達成できるかどうかはまだ未知数というのが実態でございまして、5000人という声も出ましたけれども、一応いままでも私どもの町の人口の推移とかですね、そういったものを考えながら今回の計画では300人というような設定をさせていただいたということございまして、も

ちろん、これ以上、結果として4900人、5000人になればそれは総合計画の目標を大きく、それ以上に達成したということもありますので、そういった一つの目標に向かって頑張るという意味で今回300人という設定をさせていただいたということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長

ほかございませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。102ページのところで、地域福祉のところですが、2番目の単位施策の中の1番目の平取町社会福祉協議会の支援というところで、櫻井議員が92ページのところで質問された後見実施機関の設置を29年度予定ということのところとも関連してきますが、成年後見制度を社会福祉協議会でと協議を進めてるというのは先の12月の定例町議会における私の一般質問でお答えをいただいていたのですが、現在の社会福祉協議会の財政状況とか人員の状況をみますとケアマネージャーが1人町から派遣されているという状況が多分あると思うんですが、その上に成年後見ということになりますと法律とか税務とか障がい者の方そして高齢者、認知症の方に関して非常に明るい力のある方が必要ということになると、今、社会福祉協議会の財政の基盤のなかで、1人確保するのは大変難しいかと思うんですけど、その上にもうすでにケアマネージャーが1人役場から派遣されてる状況であれば、財政基盤の確立と、必要な支援というんでは相当な支援というか金額だとか、人員の選考ですか、そういうことについて、相当なものが必要じゃないかと思えますけどその辺についての見通しは計画の中でどう考えておられるのでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。成年後見人制度につきましては、基本的にはそれなりの専門職、基本的には社会福祉士だとかそういう資格を持った方が基本的にはやるのが一番良いと思います。そのなかで、今、社協との話し合いのなかでも、なかなか人員が確保できないということのなかで、今後ともケアマネも含めましていろいろ募集かけたり、そういうなかでいろいろ検討しておりますので、ただ目安として今、基本的には29年度ということ考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長

質疑が終われば採決してこの件についてはというふうに思っております。それでは10分間休憩ということにいたします。20分再開ということで。休憩します。

(休憩 午前11時 5分)

(再開 午前11時20分)

議長

再開いたします。総合計画、財政実施計画等について、質疑はありませんか。ほかにありませんか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

もう1点だけお伺いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。産業関係、第3編のですね、雇用対策125ページの関係でございます。この雇用対策のなかの第2節によりやく企業誘致の推進ということで出てくるわけでございますけれども、これは企業誘致イコール雇用対策のくりではあるんですけども、やっぱりもう少しグローバルに捉えて、項目的にここに当てはめていくのが企業誘致の推進ということは、本当に正しいのかなっていう、ちょっとこれいただいたとき、中身見たとき思ってたんですよ。ということは冒頭に町長、副町長常に言葉に出てくるようにまず人口減少対策ということでの部分では私はこの企業誘致というのは本当に重要な位置付けになるのかなというふうに捉えてまして、現状と課題のなかでも文言としてうたってますけれども、やはりあのできるだけ早くですね、平取町の企業誘致政策がこういうもんですよちゅうものをつまみネットを使って、あるいはその今SNSの時代ですので、いち早くこう文言を整理して、あるいは必要とあれば私何回も言ってんですけども、条例改正をやってですね、いわゆるもっと極端に言うと有識者の人たちの意見も聞きながら、平取町のめざす企業誘致はこうだよっていうもの確立していかないとなかなかどこでも同じような自治体同士の条件では、企業だってなかなか来てくれないというのが現状であって、何にもその大きな例えば雇員人数が100人とか200人とかということを目指してなくて、もう2人でも3人でも一つの企業としてですね、やっていただける、そういう環境をまず整えて、中小あるいは大手の場合はまたこういうもんですよってのは、いわゆる零細中小零細から中小から大手から全部やっぱり分けてですね、さまざまなこと整備してそれを発信していくようなかたち、平取町独自のやり方はこうなんですよちゅうなことやっぱり目玉にうたっていない限りは、なかなか企業誘致の推進というのは乗っかってくる企業はいないのかなっていうのが私の感想もそうですし、現状そうのかなというふうに思ってます。さまざま難しいことはたくさんあるんでしょうけれども、やはりそのぐらいの区分けをしてですね、小規模に例えば事務所を構えて、テレビとかも新聞でも出てますけれども、自治体の村として、ITの企業を呼んでやってるような番組も皆さん見たことあると思うんですけども、やはりあのそれによって村が変わった、町が変わったっていうような一つの取り組みの一例でございますけれども、じゃ平取町はこの企業誘致の推進によって何を変えられるのか、単なる雇用対策でという位置付けはちょっとどうなのかなと思ってるんですけどそういった意見とかなかったのかなというふうに思ってますけれども、ちょっとその辺の捉え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。ご質問にあるとおりですね、計画では4800人という目標人口を設定しておりますので、企業が外から来てくれることで単純に人口の増加を見込めるということで、それも一つ大事な視点だと思っております。人口減少が、なぜ深刻かといいますとですね、いろんな人材が地域を担う人材が非常に少なくなるということが一つ大きな課題とか問題になるんだろうと思っております。こういった企業誘致という手段を通じて人が来るということであれば、そこに非常にこうまちづくりとしてのですね、スタッフとして参画してくれるような人材も確保できる可能性も増えてくるということも非常に大きな側面かなというふうに考えてございます。なかなか私どもの町にどんな企業が来てくれるのかというようなこともまだまだ未知数ということもあって、当面、そういった受け入れ体制として、来やすい環境、まあ条例の整備ですとか税制面での優遇とかですね、そういったものも一通り考えさせていただきたいと思っておりますけども、もし来てくれる企業があればですね、やはり、まちづくりという視点でも、やっぱりうちの町を考えてほしいというような、いわゆる地域包括協定みたいなですね、そんなものも結びながら、ぜひ一緒にまちづくりを進めていこうというようなことも考えられればなと思っております。今ITを利用した企業で、もうパソコンさえあればぼんと来てやれるような環境ということで、四国の徳島なんかにもいろんな例ありますけれども、ぜひそういったこともひとつ若い人材をうちに呼ぶというような一つの手段として、積極的に考えていきたいというふうに思っております。ただ、いままで非常に反省としてやってこなかった分野ということもありますので、先進事例などもいろいろ参考にさせていただきながら進めさせていただければと思っております。以上です。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

まちづくり課が実施したいということでもありますけども、これはもう我々議員も含めてですね、全職員も含めて、やはり企業誘致に対して今がチャンスかなと思いますよ、具体的なこと決めていく上で。で、本当に環境というか目まぐるしくこう変わってきて、本当遠藤課長言ったようにパソコンひとつあればですね、仕事ができるような時代と言ってますけども、具体的に例えばあの条例改正する場合でも、例えば家族一緒に来てくれた場合はこうだよっていう、そういう細かいことまでね、決めていくのが我々の仕事だなというふうに思っておりますので、捉え方として、例えば町有地使ったりあるいは町の住宅使ったりという場合は、例えば、奨励金として、これだけのもの、ただし企業としてはこういうことで従ってくださいというようなそういう具体的なものやっぱり決めていかないと、来てからいや話し合いをしてこういう条件ですよっていうこと

にはやっぱりたたき台となるものをきっちり決めてって、そして企業が2人3人でもあるいは10人の企業でもですね、平取町さんお世話になりますということに来ていただければなというふうには思ってるんですね。今後の課題でもあると思うんですけども、そのことは真剣にとらえてそのことがもうたいぎ(大儀、大義)としてですよ、町の、平取町のたいぎとしてやっぱり人口減少を減らしていく、鈍らせる、あるいはその5000人ぐらいの維持を確定できるっていうその大きな捉え方の一つにつながっていく部分もあるし、それと人が減っていくことによって遠藤課長も言ってましたけど、さまざまな要素、可能性を持った人たちが、この町からいなくなっていく。高齢化が進んでいままでできたことがだんだんできないっていうそういった人たちが平取町に重なって生活していくというような状況になりますので、どうかこの企業誘致の推進については、改めて答弁を求めませんが、もうちょっと位置付けとかですね、具体策を明記してもよかったのかなというふうに思ってますので、今後ともひとつ推進に向けてですね、よろしく願いしたいなというふうに思ってます。何かあればご答弁いただきたいと思います。

議長

町長。

町長

千葉議員の言うことはもっともでございますので、いずれにしても新年度に入りましたらですね、平取町独自の具体的な具現化した指針等をまた議会とも協議しながら積極的に外に向けてPRできるようなかたちをとってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議長

ほかございませんか。6番高山議員。

6番
高山議員

6番高山です。ちょっとあの内容的なものということのなかで1点教えてほしいことと、もう1点の考え方をということでお聞きしたいと思います。一番最後についてる事業実施の財政計画の一般会計の分なんですけれども、基本的には人件費については、年々上がっていくような状況でここに推移をしている状況ですけれども、実は給与の中に入っていない人件費の中に入っていない俗に言う性質別の仕分けのなかでは物件費の中に賃金が入ってると思うんですけれども、もしこの場でわかるのであれば、物件費の中の賃金がいかにどの積算になってきているのかということ、まずわかれば教えていただければというのが1点です。もう1点はですね、起債の残高と公債費の関係なんですけれども、実はあの25年度の起債残高については57億程度ということで、それからずっとこの10カ年の計画つくりながらいろんな事業をこうやっている格好になっていきますので、当然起債の残高については、それぞれ償還をやっていきながらとは言いながらもですね、それぞれ、増えながら減りながらということで想定されると思うんですけれども、実はこれを見ると、後期の5年間で公債費に

については毎年7億以上の公債費の予算を計上してるようにも見えますし、投資的経費につきましてもですね、過去5年間、後半5年間で62億ということになりますので、年間12億程度の投資的経費ということになっている積算になってると思います。ただ私ちょっと考え方をお聞きしたいのは、28年から10カ年をやりますけれども、実は10年後のですね、起債残高については、実は12年、25年の57億と、この11年12年でかわらない。で、この起債残高についてはもちろん少ないほうがもちろんより町の財政的にはですね、有益だということになりますけれども、すでに長期低利の融資を使いながらの事業を想定しながらやっていくということになりますけれども、どうなんですかね、10年間やって、実は計画時点の2年前の25年と、ほとんど同じ起債残高しか残っていない、やはりもうちょっと起債が、残高が減る10年間の計画、まあ事業やってるからということはあると思いますが、その辺の起債残高の考え方についてですね、もし、どのようなお考えなのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

起債残高の関係につきまして答弁差し上げたいと思います。一応と言いますか、基本的な事項の中でも10年後の最終計画年度には56億台ぐらいの残高にしていこうということですね、私も実施計画を10年分、担当課から収集しまして、財政計画をはりつけて10カ年の計画を立てたという状況なんですけれども、ひとつそういう目標がありましたので、起債の充当の仕方もおのずと決まってきたということもあって、25年度とそんな変わらないじゃないかということと、人口減少のなかで当然起債残高も減らしていくべきでないかというようなご意見も当然だとは思いますが、10カ年組み立てた上での、住民自治と言いましょか、そういうものを達成する上でやっぱりある程度の起債をしなければならないという私の町の財政状況ということもぜひご理解いただきたいと思っておりますし、さらに目標数値として実質公債比率を9%台と設定もしております、ご存じのとおり起債をしても、私の町のひとつの方針と言いますか、必ず交付税算入がある起債を選んでやっていくというようなことで、本当に意識的にやってきたということもございますので、それは少なければ少ないほうが、財政として良いという状況になりますけれども、その辺のですね、将来的な財政指標もにらみながら、この辺も毎度3カ年のローリングの中でいろいろ検討しながらそのたびごとにやっぱり交付税の環境なども変わりますので、そうなった場合の残高の設定などそういうことも、逐次、検討しながらまたいろいろ議論願いたいというふうに思っております。以上です。

議長

総務課長。

総務課長 物件費の賃金のところではありますが、細かい数字については今持ち合わせてございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。7番井澤議員。

7番井澤議員 7番井澤です。総合計画の56ページで、スポーツ環境の整備のところがありますけれどもその中に6行目に町民グラウンドとありますけれども、56ページ町民グラウンドですが、実施計画書の中の52分の5ページのところの19番、21番に町民グラウンド改修事業と21番に町民総合グラウンド夜間照明施設整備事業と二つあるんですが、ここで、56ページ町民グラウンドとこの19番と21番の言ってる町民グラウンドと町民総合グラウンドというのは違うものなのでしょうか同じものなのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 はい、ただいまのご質問ですけれども、正式名称としましては町民総合グラウンドというのが正しいものでありまして、計画書の56ページの記載についても町民総合グラウンドということですのですべて同じものであります。

議長 同じくものという答弁でございます。よろしいですか。6番高山議員。

6番高山議員 今回の井澤議員の質問なんですけれども、町民総合グラウンドということで正解だということはもちろんそれはそれで良いんですけれども、すでにその総合町民グラウンド的なものではない野球場ということになりますのでね、直接ではないんですけれども、やっぱり設置要綱等もやっぱり変えていく必要があるのかなというのでそういう意味ではちょっと要望として出しておきたいなと思います。

議長 今後、ひとつ検討の課題としてください。ほかにございますか。なければこれで質疑を終了いたしたいと思います。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号第6次平取町総合計画の策定については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号平成27年度平取町一般会計補正予算第7号を議題とし

ます。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号平成27年度平取町一般会計補正予算第7号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、58億8319万6千円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」によるものとなります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の20ページをご覧ください。科目は、2款1項1目一般管理費2節給料、金額は408万7千円を減額するものであります。平成27年度人事院勧告に伴う職員の給与改定により、0.4%給与引き上げとなりますが、一方で職員の退職、休職、育児休業等により当初予算対比でこれを上回る減額があったことから差し引きで減額となるものであります。同じく、3節職員手当、金額386万9千円の増額は、人事院勧告に伴う職員の給与改定により、勤勉手当が給料月額0.1か月分引き上げられることによる増額であります。同じく、4節共済費、金額649万6千円の減額であります。これは、職員の共済組合負担金を減額し、社会保険料を増額するものであります。職員の退職年金が、職員の掛金と町の負担金を基礎にした共済年金に統一された昭和37年12月以前の恩給と呼ばれていた時代に勤務していた職員の年金の財源は、現在におきましても、各自治体が負担することとなっており、この負担金の率が、このたび、引き下げられたことによる713万円の減額と嘱託臨時職員の社会保険料負担金63万4千円の増額を差し引き、649万6千円の減額となるものです。同じく、7節賃金、金額323万5千円の増額ですが、これは、嘱託臨時職員の増加による賃金の増加と、嘱託職員の退職による一時金の支給による予算の増額であります。同じく、11節需用費、消耗品400万円の増額は、昨年9月開催の議会定例会において、ふるさと応援寄附金の歳入見込みが、2千万円になる旨の補正をさせていただきましたが、その後の寄附金額の伸びより、3200万円を見込むこととなりましたことから、その返礼品を購入するための予算に不足が生じるため、このたび増額するものであります。同じく、12節役務費、通信運搬費129万7千円の増額ありますが、これは、同じくふるさと応援寄附金の返礼品の送料に充てるための経費の増額です。同じく、13節委託料33万9千円、これは、選挙人名簿システム改修委託料で、本年7月に予定される参議院議員選挙から、選挙権を有する年齢が20歳以上から満18歳以上に引き下げられることに伴って、電算システムを改修するためのものであります。同じく、14節使用料及び賃借料32万3千円の増額ありますが、これは、ふるさと応援寄附金の納付に際し、寄附をされる方の利便性を高めるため、クレジットカードの利用を可能とする民間のシステムを利用していますが、ふるさと寄附金の増加に伴う当該利

用料の増額であります。同じく、19節負担金、補助及び交付金198万円の減額、これは、職員退職手当組合に対する負担金の減額で、人事院給与勧告に基づき平成27年4月から始まった給与の総合的見直しによる給料月額調整によりまして、退職手当組合負担金の計算基礎が変更になったため、その負担金を減額するものであります。以上、差引きで、1目一般管理費50万円の増額であります。次に、議案書21ページをご覧ください。科目2款1項9目企画費9節旅費、金額は48万8千円で次に説明いたします事業を進めるための旅費と費用弁償の増額であります。同じく、13節委託料201万2千円、これは、未利用資源活用可能性等調査業務委託料として増額するものであります。近年の人口減少と高齢化により、人材や労働力が不足し、地域社会の活力の低下が懸念されていることから、野菜の残菜や新たなバイオマスエネルギーなど地域に埋もれた未利用自然資源の活用を通じて、町民の所得や雇用の拡大を図るために、国の100%交付金を活用し、資源調査・商品開発・販売体制の具現化や組織化を行うものです。9目企画費合計で、250万円の増額であります。歳出は、以上です。一方、歳入につきまして、18ページをご覧ください。科目は、14款2項1目総務費国庫補助金2節企画費補助金250万円の増額であります。都市農村共生・対流総合対策交付金で、これは、先ほど歳出21ページでご説明いたしました未利用資源活用可能性等調査業務委託料の財源となるもので、事業費の100%を国からの交付金でまかなうものであります。同じく、3節総務管理費補助金16万9千円の増額は、選挙人名簿システム改修費補助金で、歳出20ページでご説明いたしました選挙人名簿システム改修委託料33万9千円の50%にあたる補助金を国から受けるものであります。1目総務費国庫補助金合計で266万9千円の増額となります。次に18ページ下段の17款1項1目寄附金1200万円ではありますが、ふるさと寄附金は、歳出の20ページでご説明いたしましたふるさと応援寄附の返礼品やシステム利用料の増額の基礎となる寄附金自体の歳入の増額であります。9月定例会における予算補正で計上いたしました総額2千万円をこのたび3200万円に増額するものであります。次に、議案19ページをご覧ください。19款1項1目繰越金1節繰越金、金額は1166万9千円の減額であります。これは、今回の予算補正の歳出の合計から、国の補助金・交付金等の特定財源及び寄附金を差し引きますと、減額となることから、その分の金額を平成26年度一般会計繰越金に戻すかたちにするものであります。以上、平成27年度平取町一般会計補正予算第7号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平成27年度平取町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号をご説明いたします。第1条、平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号を次に定めようとするものでございます。第2条、平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款病院事業収益、既定予定額7億2327万円、補正予定額126万1千円の減額で、計7億2200万9千円となります。第1項医業収益の補正となり、既定予定額4億1517万3千円、補正予定額126万1千円の減額で、計4億1391万2千円となります。次に支出となります。第1款病院事業費用、既定予定額7億2327万円、補正予定額126万1千円の減額で、計7億2200万9千円となります。第1項医業費用、既定予定額7億2076万3千円、補正予定額126万1千円の減額で、計7億1950万2千円となります。第3条、予算第7条に定めた経費、議会の議決を得なければ流用することのできない経費となりますが、その金額を次のように改めるものです。職員給与費、既定予定額4億6950万8千円、補正予定額126万1千円の減額となりまして、計4億6824万7千円となります。次のページをお開き願います。平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので、詳細は次のページからの説明書により説明いたしますので、省略させていただきます。次のページをご覧願いたいと思います。収益的収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益、第3目その他医業収益でございます。補正前の額が3629万円、補正額が126万1千円の減額となり、計3502万9千円となります。今回、支出の減額補正に伴い、その他医業収益を126万1千円減額するものです。次に、収益的支出になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費になります。補正前の額が4億6950万8千円、補正額が126万1千円の減額で計4億6824万7千円となります。給料表の改定と勤勉手当の支給率の改定などにより、所要額を精査し、補正するものとなります。第1節給料となりますが給料表改定による増額、職員異動などで213万5千円の減額となります。第2節手当となりますが、各種手当のうち、勤勉手当は支給率の改定等により増額、その他の手当は所要額を精査し、合わせて23万円の増額となります。4節法定福利費となりますが、標準報酬制の施行などにより、所要額を精査し、64万4千円の増額

となります。支出の補正は以上となります。次のページは給与費明細となりますが、各費目の増減となりますので、説明を省略させていただきます。以上、補正予算第2号の説明とさせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第10、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容についての説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号専決処分報告について、ご説明を申し上げます。議案書27ページをご覧ください。報告第1号平取町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めます。次のページをご覧ください。平成27年専決処分第4号平取町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、平成27年12月30日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。それでは、平成27年専決処分第4号平取町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、その専決処分理由をご説明申し上げます。次のページをご覧ください。今回の改正は昨年6月定例会におきまして議決をいただいた、平取町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴いまして、平取町税条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うものでありまして、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえたものであります。すなわち段落の一つ目の第51条第2項各号の改正規定につきましては、町民税の減免について、段落の二つ目の第139条の3第2項第1号の改正規定につきましては、特別土地保有税の減免について、それぞれ個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者負担の軽減を図るため、個人番号の記載を不要とすることとしたものであります。附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案5件で原案可決5件、報告1件で承認1件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、平成28年第1回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

(閉 会 午前11時59分)